

岡山市外国人市民会議運営要領

(趣旨)

第1条 要領は、岡山市外国人市民会議設置条例（平成23年市条例第13号。以下「条例」という。）第8条の規定により、岡山市外国人市民会議の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催等)

第2条 会議の閉会、散会、延会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

(会議の傍聴)

第3条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、会議の都度定める。

2 傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、先着順により傍聴人を決するものとする。

3 傍聴人が会議を妨害するときは、委員長はこれを制し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議の使用言語)

第4条 会議は日本語を用いる。ただし、通訳を同行することができる。

(守秘義務)

第5条 委員は業務上、職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成24年2月16日から施行する。